

令和5年8月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10 件
(うち電動アシスト自転車2件、ヘアドライヤー1件、
タイムスイッチ1件、エアコン(室外機)1件、照明器具1件、
エアコン2件、ACアダプター1件、電気ポンプ(井戸用)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
担 当：石田、首藤、庄田
電 話：03(3507)9204（直通）
F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300409	令和5年6月28日	令和5年8月9日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ブレーキが効かず、ガードレールに衝突し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月7日
A202300410	令和5年8月1日	令和5年8月9日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品
A202300411	令和5年7月27日	令和5年8月10日	タイムスイッチ	火災 軽傷1名	商業施設で当該製品を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202300412	令和5年8月8日	令和5年8月10日	電動アシスト自転車	火災	病院の駐車場で異音が生じたため確認すると、当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202300413	令和5年7月28日	令和5年8月10日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から15年以上経過した製品
A202300414	令和5年8月5日	令和5年8月10日	照明器具	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300415	令和5年7月24日	令和5年8月10日	エアコン	火災 軽傷1名	当該製品から出火する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300416	令和5年7月30日	令和5年8月10日	エアコン	火災	当該製品の溶接作業していたところ、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	佐賀県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300417	不明	令和5年8月10日	ACアダプター	火災	当該製品から出火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月9日
A202300418	令和5年8月3日	令和5年8月10日	電気ポンプ(井戸用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福井県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし